市第 156 号議案 横浜市立小学校における傷害事故に係る保険給付についての損害賠償額の決定

1 概要

平成27年12月1日、横浜市立小学校(磯子区)で行われていた避難訓練の際、同校教諭が手動ハンドルを誤操作したことにより防火防煙シャッターが落下し、同校生徒(以下「受傷生徒」といいます。)が負傷しました。受傷生徒の症状は、平成30年12月27日に固定し、療養が終了しました。

令和元年8月29日、受傷生徒に対して家族療養費等の保険給付を行っていた公立学校 共済組合から、本市に対して、損害賠償請求がありましたので、地方自治法第96条第1 項第13号の規定により、令和2年第1回市会定例会に提案します。

2 経緯

平成27年12月1日 当該傷害事故発生→入院、手術(以降、療養を継続)

平成29年12月19日 業務上過失傷害容疑で略式起訴(当時の副校長及び教諭)

12月21日 罰金20万円の略式命令(当時の副校長及び教諭)

平成30年1月31日減給(10分の1)2箇月の懲戒処分発令(当時の校長、副校長、教諭)

11月21日 受傷生徒の抜釘手術

12月27日 受傷生徒の症状固定、療養終了

令和 元年 8月29日 公立学校共済組合からの本市に対する損害賠償請求

3 損害賠償請求額

家族療養費	家族療養費附加金	合計
2,895,021 円	133, 300 円	3,028,321 円

4 損害賠償請求に応じる理由

当該傷害事故は、教諭の手動ハンドル誤操作により受傷生徒が負傷したものであり、当時の副校長及び教諭は、平成29年12月19日に業務上過失傷害で略式起訴され、同年12月21日に罰金20万円の略式命令を受けたことからも、本市に賠償責任があることが明らかです。当該傷害事故に係る家族療養費等(受傷生徒の自己負担分を除く。)については、地方公務員等共済組合法第50条第1項の規定に基づき、公立学校共済組合が保険給付を行った限度で損害賠償請求権を取得しましたので、損害賠償に応じることが妥当であると考えます。

なお、受傷生徒の自己負担分の医療費については、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付を受けています。

5 今後のスケジュール(予定)

令和2年 2月 中旬 一般議案議決 令和2年 3月 損害賠償金の支払い

【参考:関係法令】

地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号)

(損害賠償の請求権)

第50条 組合は、給付事由(第72条又は第73条の規定による給付に係るものを除く。) が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の 限度で、受給権者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該 被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取 得する。